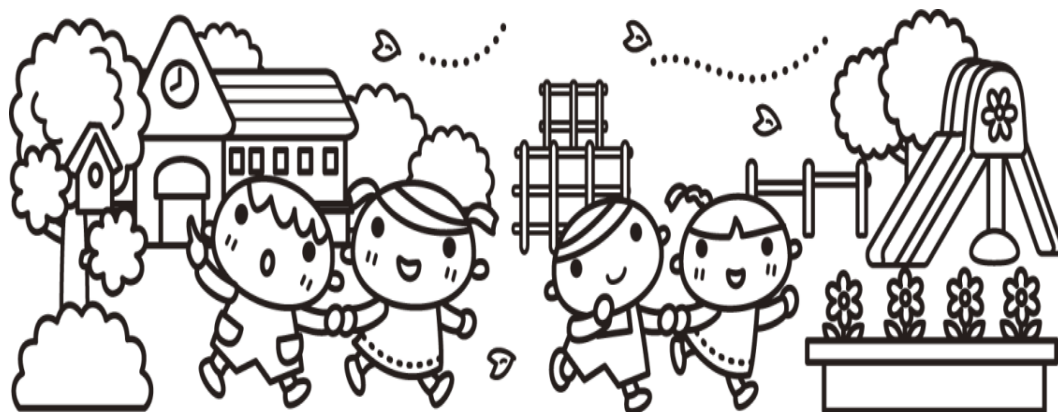


令和6年度

保育施設入所(入園)案内

受付期間 令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

〔令和6年4月1日付(以降)入所(入園)申込〕



＜ 申し込み手続等のお問い合わせ先 ＞

子ども未来課子育て支援班	亶理町字悠里1	0223-34-1225
亶理保育所	亶理町字中町東190-1	0223-34-1512
鹿島保育所	亶理町逢隈鹿島字吹田34-2	0223-34-2900
吉田保育所	亶理町長瀬字南原193-967	0223-35-7099
荒浜保育所	亶理町荒浜字隈瀧54-4	0223-36-7784
逢隈保育園	亶理町逢隈田沢字鈴木堀6-1	0223-34-1725
亶理カトリック保育園	亶理町字新町18-7	0223-32-0856
クロワール保育園わたり	亶理町字東郷109	0223-36-8166
保育園フレンド	亶理町逢隈牛袋字南谷地添11-2	0223-34-1790
ゆうき保育園	亶理町逢隈上郡字上96	0223-35-7531
くまさん保育園逢隈	亶理町逢隈牛袋字館内1-1	0223-23-0312
ペンギンナーサリースクールわたり	亶理町字五日町39	0223-29-4310
家庭保育よちよち	亶理町字中町1-4 メソンスズキ104	0223-29-4193
わたり家庭保育園いちごっこ	亶理町字亀井戸58	0223-35-7727
認定子ども園くまさん子ども園	亶理町逢隈牛袋字館内2-1	0223-36-9034

※認定子ども園くまさん子ども園については11ページをよく読んでご理解いただいた上でお申し込みください。

※この案内はお子さんが入所した後も大切に保管してください。

【保育施設とは】

保護者が就労や、病気にかかっているなどの理由により保育することができない（保育の必要性の事由に該当する）お子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。そのため、集団生活を経験させたいといった理由だけで入所することはできません。

保育施設で行っている保育の種類

保育標準時間

主に保護者がフルタイム（1ヵ月あたり120時間以上）の就労を想定した家庭向けの保育時間です。保育標準時間に認定されれば、7：00～18：00の範囲で必要に応じて（最長11時間）お子さんを預けることができます。

保育短時間

主に保護者がパートタイム（1ヵ月あたり64時間以上120時間未満）で働いていることを想定しており、保育短時間に認定されれば、8：30～16：30の範囲で必要に応じて（最長8時間）お子さんを預けることができます。

延長保育

施設が提供している従来の保育時間（保育標準時間・保育短時間）の範囲を延長して行う保育事業のことです。定時の預かり時間が終わった夕方から夜までが延長保育だとイメージされがちですが、開所（園）前の早朝保育も延長保育に分類されます。

障害児保育

巨理町の保育施設では、心身の障害や行動面等での配慮などを必要とするお子さんもクラスの中でともに保育し、個々の発達に合わせた遊びの提供や生活面の支援を行っています。受け入れ対象はおおむね4歳児以上の障害児で集団生活が可能であり、障害児保育指導委員会（※）にて入所可と判定されたお子さんとなります。

（※）障害児保育指導委員会

医師や保育・教育の専門職等で構成される委員が障害児の適正な入所措置と適切な保育について、集団生活の可能性や加配保育士（お子さんが支援を要する場合に担任保育士に加えて配置する職員）等の必要性を検討し、保育施設の受け入れを総合的に判断します。

○障害児保育を希望される場合は以下の注意事項をご確認のうえ、お申し込みください。

- ・保護者の就労など、保育を必要とする事由により保育標準時間か保育短時間の利用が可能ですが、お子さんの状況や保育士の配置等により利用時間を個別に相談させていただく場合があります。
- ・具体的にお子さんの状況を把握し、受入体制を整えるため、申請にあたっては医師の診断書の提出をお願いする場合があります。
- ・保育を必要とする度合いの高いお子さんから入所を調整していますが、お子さんの状況や保育士の配置等によっては、受け入れができない場合があります。
- ・入所後の保育については、お子さんの発達状況に応じて保育を行います。年に数回、児童発達支援施設の専門員等が保育のアドバイスをするため、保育所等を巡回していますが、個別の専門的な訓練は行いません。
- ・必要時、保育所等から保護者の方へお子さんの保育に関する助言をすることや、保護者の方から専門機関への相談等をお勧めする場合があります。

【入所申し込みにあたって】

保育施設に入所するためには、お子さんが巨理町に住民登録していて、保育の必要性の認定（支給認定）を受けることが必要です。

※今後、巨理町に転入する予定の方は17ページの『よくあるご質問』をお読みください。

保育の必要性の事由について

保護者が次の事由に該当する場合は、保育施設等の申し込みが可能です。

保育の必要性の事由	内容
①就労	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヵ月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含みます） ※現在育児休業中の場合は、入所後2ヵ月以内に復帰する場合のみ対象となります。
②妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合 ※認定期間は、出産予定日の8週間前（多胎児の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。なお、出産日が出産予定日より遅れた場合については、認定期間を調整しますので、個別にご相談ください。
③保護者の疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> ・入院、通院、自宅療養、障害などで保育が困難の場合
④介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・同居または長期入院等している親族を常に介護・看護している場合
⑤災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、風水害、震災等の災害に遭い、自己の家屋や生業等の復旧に当たっている場合
⑥求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動中である場合（起業準備含む） ※入所後2ヵ月以内に就労できない場合はその月末をもって退所となります。
⑦就学	<ul style="list-style-type: none"> ・月64時間以上の就学をしている場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）
⑧虐待やDVのおそれがある	
⑨育児休業取得時に既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること	
⑩その他、上記に類するものとして町長が認める状態にある	

支給認定の種類

お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって認定が3つに区分されており、保育施設を利用するには2号認定または3号認定を受ける必要があります。

認定区分	対象	利用できる主な施設等
1号認定	満3歳以上で幼稚園での教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園(保育園部分)
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する場合	保育所(園) 小規模保育施設 家庭的保育施設 認定こども園(保育園部分)

※1号認定を希望の方は希望の幼稚園等に直接お申し込みください。

※3号認定を受けた方で満3歳に達したときは、町が2号認定に変更しますので、手続き不要です。

※支給認定証の発送については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、入所内定通知または保留通知と同時期にお送りします。

保育時間の区分について

2号・3号認定を受けた後は、各家庭における保育を必要とする時間数や通勤時間等を考慮し、利用可能な保育時間を決定します。

保育時間の区分には「保育標準時間認定(最大で11時間)」と「保育短時間認定(最大で8時間)」の2種類があり、これらの時間帯の中で就労状況等に応じて利用することが基本となります。

<保育標準時間例>

7:00~18:00 保育標準時間(最大11時間)	18:00~ 19:00 延長保育 (有料)
------------------------------	---------------------------------

<保育短時間例>

7:00~8:30 延長保育(有料)	8:30~16:30 保育短時間(最大8時間)	16:30~ 18:00 延長保育 (有料)	18:00~ 19:00 延長保育 (有料)
-----------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------

※保育施設の開所時間は施設によって異なります。詳細は13ページの【開所時間】をご覧ください。

※保育を必要とする事由等が父母でそれぞれ異なる場合、保育時間は短い方に合わせます。

※延長保育については16ページの【延長保育料について】をご覧ください。

※父：保育標準時間の勤務(フルタイム等)
母：保育短時間の勤務(パートタイム等) } 利用は保育短時間となります。

【申し込みから入所までの流れ】

入所申込書類
配布開始
10月20日(金)から

- 申込書類は子ども未来課または各施設で配布します。
- ホームページからのダウンロードも可能です。

申込受付
11月1日(水)から
11月30日(木)まで

- すべての書類が揃ったもののみ受け付けます。
- 就労証明書などの書類は発行に時間がかかる場合があります。お早めにご準備ください。
- 締切日の直前は大変混み合いますので、余裕をもってお申し込みください。
- 12月1日以降の受付分は、11月中の受付分で保育施設の受け入れ定員に余裕がある場合のみ選考の対象となります。例年、11月中の申込者の選考で入所保留者が発生している状況ですので期間内のお申し込みをお願いします。

認定審査・入所判定・
選考
12月上旬～1月中旬

- 「保育所入所判定委員会」を開催します。書類審査や面接（必要に応じて）のうえ、家庭状況を指数（点数）化し、指数の高いお子さんから優先的に保育施設の定員数に応じて入所の調整を行います。

支給認定証の発行
および
入所調整結果の通知
2月上旬

○入所が内定した方

- 子ども未来課から入所内定通知書を送付します。入所説明会等の案内も同封しますので、ご確認のうえご出席をお願いします。また、施設で個人面談等を行う場合は、施設の指定日時にご協力ください。
- 諸事情により入所できなくなった場合は、速やかに子ども未来課へ電話連絡のうえ、入所申込取下げ願をご提出ください。

○入所保留となった方

- 入所保留通知書を送付します。申請内容は令和7年3月31日まで有効となり、その期間に保育所等へ入所できる見込みとなった場合は、子ども未来課から保護者様へ連絡のうえ、入所のご意向を伺います。

入所説明会・面談
2月中旬から下旬

- 入所後、入所承諾書と保育料決定通知書または副食費免除のお知らせを送付します（新規入所の方は郵送にて、継続利用の方は施設を通して配布します）。
- 新規入所のお子さんは入園式の後、導入保育を経て通常保育となります。入園式の日程は施設により異なります。

保育料決定
入所

【申し込みについて】

新規申し込み(4月入所希望)

- 必要な書類をすべて揃え、子ども未来課へご提出ください。

受付期間	令和5年11月1日(水)から令和5年11月30日(木)まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)
受付場所	子ども未来課窓口

※受付の際に、書類をもとに家庭状況やお子さんの状況などの聞き取り調査を行いますので、時間に余裕をもって保護者の方がお越しください。

※12月以降も随時受け付けますが、例年11月中の申込者の選考で入所保留者が発生している状況ですので、11月中のお申し込みをお勧めします。

新規申し込み(年度途中入所希望)

・出生月(0歳児)や転入などの関係で、5月以降に入所を希望する方も上記期間(11月中)に申し込みが必要です。

- 申し込み件数が多い場合、入所希望月が4月の方から優先的にご案内させていただく場合があります。そのため、施設によっては5月以降入所の定員が限られており、入所保留となる場合があります。

<参考 0歳児クラス募集目安>

施設名	募集の目安	施設名	募集の目安
巨理保育所	9名程度	幼保連携型認定こども園 くまさんこども園	6名程度
鹿島保育所	6名程度	保育園フレンド	6名程度
吉田保育所	5名程度	ゆうき保育園	6名程度
荒浜保育所	3名程度	くまさん保育園逢隈	6名程度
逢隈保育園	9名程度	ペンギンナーサリースクールわたり	5名程度
巨理カトリック保育園	5名程度	家庭保育よちよち	1名程度
クロワール保育園わたり	6名程度	わたり家庭保育園いちごっこ	1名程度

※上記募集の目安は令和5年度を参考にしています。令和6年度の受け入れ人数は、保育士の確保など各施設の受け入れ体制の状況により変動しますので、あくまで希望施設を選ぶための参考としてご活用ください。

○育児休業を延長するために入所申し込みをする場合

- 入所申込時点で育児休業の延長を希望される方は、申し込みに必要な書類「支給認定書兼現況届」の裏面、「育児休業中の場合」の項目において、「入所保留を希望する」にチェックを入れてください(チェックを入れた場合は保育の実施調査基準(P9参照)を著しく下げたうえで入所調整を行います)。
- 申し込み状況によっては内定する可能性があります。内定した場合、入所保留通知は発行できませんのでご注意ください。
- 育児休業の延長に関する各種手続きについては、ハローワークまたは就労先にご確認ください。
- 育児休業の延長希望で申し込んだ後、状況が変わり入所を希望する場合は、子ども未来課子育て支援班までご連絡ください。

継続児童の場合(転園希望を含む)

- 必要な書類をすべて揃え、**令和5年11月30日(木)までに**現在ご利用中の施設へご提出ください。転園希望の方もご利用中の施設へご提出ください。

在籍施設	提出方法
公立保育所	申込書類を封筒に入れ、 封をしないで提出。 (保育所の職員が書類を確認のうえ受け付けします)
私立保育園等	申込書類を封筒に入れ、 必ず封をして提出。 (施設では開封・書類の確認はいたしませんので書類の不備がないようお願いします)

- ※書類の記載漏れ、添付書類の不備等がないか申込書類を提出する前に再度確認をお願いします。
申込書は添付書類等すべて揃っているもののみ受け付けます。
※書類審査や入所調整は、子ども未来課で行います。
※保育料・副食費に未納がある場合は、申込時まで必ず完納してください。

○下のお子さんの育児休業に伴う、上のお子さんの在籍について(参考)

※令和6年度クラス

4・5歳児クラス	小学校への就学を控え、集団生活が大切な時期であるため、継続入所することができます。
3歳児クラス以下	育児休業の対象となる下のお子さんの満1歳の誕生日の前日までは、上のお子さんは継続入所可能です。下のお子さんが満1歳を過ぎても復職しない場合は、誕生日の属する月の月末を以って退所となりますのでご留意ください。 ただし、下のお子さんが入所保留となり育児休業を延長しなければならない場合は、上のお子さんはその年の年度末まで入所継続が可能です。

※5歳児クラスに在籍するお子さんの保護者が保育の必要性の事由に該当しなくなった場合の在籍期間について特例を設けています。子ども未来課へご相談ください。

【提出書類の内容に変更があったら】

- 勤務状況の変更や、提出書類の内容(住所・入所希望施設・家族構成などの家庭状況等)に変更があった場合は、施設または子ども未来課へご連絡ください。就労証明書や変更届の提出が必要になります。
- 入所内定後、申込内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、内定が取り消しとなることがあります。
- 転勤等で入所を辞退する場合は、なるべく早く子ども未来課へ連絡の上、「保育施設入所申込書取下げ願」をご提出ください。

【申し込みに必要な書類】 ※各種様式は町ホームページからもダウンロード可能です。

※2人以上のお子さんを一緒に申請をする場合は、1・2以外の書類はコピーしたもので構いません。
 ※入所児童の父母は必ず保育の必要性を確認する書類が必要です。令和6年4月1日時点で65歳未満の祖父母と同居（世帯分離含む）している場合も書類が必要です。（提出できない場合は優先度が下がります。）

〈すべての方が提出するもの〉

No	提出書類	備考
1	支給認定申請書兼現況届	お子さん1人に対し1枚ずつ提出してください。
2	入所申込書	

〈該当する要件に応じて提出するもの〉

※保護者（父、母、同居の祖父（65歳未満）、同居の祖母（65歳未満）について、それぞれ該当するものをご提出ください。

※入所決定後も定期的に保育の必要性を確認するため提出をお願いする場合があります。

※2人以上のお子さんを一緒に申請する場合は、1番上のお子さんの申請には原本を、2番目以降の児童の申請にはコピーをご提出ください。

No	保護者の状況	提出書類 (●は必須、○は任意)	備考
3	会社等で就労(内定)している場合 自営業(法人経営)の場合	●就労証明書 ※●内職の方は、申立書	勤務先で証明を受けてください。 ※内職の方は、申立書に詳しい勤務状況を記入してあわせてご提出ください。
4	自営業(個人事業主)の場合 ※農業、漁業等	●事業状況申告書 (自営、農業用)	代表者より証明を受けてください。 ご家族が法人経営をしている方で、その従業員となっている場合は「就労証明書」をご提出ください。
5	障害を有するまたは要介護・要支援認定されている場合	●申立書 ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれかの写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご提出ください。
6	疾病または負傷の状態にある場合	●申立書 ●医療機関の診断書の写し (3カ月以内に発行されたもの)	個人と療養期間を確認できる箇所をご提出ください。

7	障害や疾病、負傷等の状態にある親族を常時介護している場合	<ul style="list-style-type: none"> ●申立書 ●以下の①～③のいずれか介護対象者の状況がわかるものの写し ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し ②医療機関の診断書の写し（3ヵ月以内に発行されたもの） ③介護保険被保険者証の写し 	<p>申立書に主に保護者が行う介護、介助の種類や要する時間、頻度等を記載してください。</p> <p>①～③については、個人を確認できる箇所をご提出ください。</p>
8	産前産後の期間中である場合	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳の写し 	<p>個人と出産予定日を確認できる箇所をご提出ください。</p>
9	求職活動中である場合	<ul style="list-style-type: none"> ●求職活動状況申立書 ○ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、就労斡旋期間登録画面等、求職活動中であることが客観的にわかるものの写し 	<p>氏名、交付年月日、期間の記載がある箇所をご提出ください。</p>
10	大学や専門学校、職業訓練校等へ通学している場合	<ul style="list-style-type: none"> ●在学証明書、学生証、合格通知書等、通学中であることが客観的にわかるもののいずれかの写し ●カリキュラムや受講予定のわかる資料の写し 	<p>学校名、氏名、交付年月日の記載がある箇所をご提出ください。</p>
11	その他、児童を保護できない特別な理由がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ●申立書 ○当該理由が客観的にわかるものの写し 	<p>申立書に児童を家庭で保護できない状況や時間帯等を記載してください。</p>

〈保育料算定に必要な書類〉

No	提出書類	備考
12	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー記入用紙 ※新規児童のみ 	<p>身分証明等の写しや個人番号確認書類の写しも併せて提出していただきます。詳細はマイナンバー記入用紙をご覧ください。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ○多子軽減適用に係る届出書 ※該当者が少ないため、申し出があった方にのみ配布 	<p>保育料軽減の算定に必要な書類です。※保護者と別の住所地に居住している兄弟がいる場合にご提出ください。</p> <p>※例「兄が県外の学校へ在籍していて学校の寮で暮らしている」など。</p>

【利用保育施設等の入所調整における優先基準】

保育施設の入所申込者数は毎年定員を超えており、すべての方が希望どおり入所できるとは限りません。定員を超える申し込みがあった場合は、入所児童の父母および65歳未満の同居（※1）の祖父母の状況等を下記の実施調査基準に基づいて指数（点数）化し、指数の高いお子さんから優先的に利用保育施設等を決定できるよう調整します。

また、第一基準と第二基準の合計が同点となった場合は、第三基準を適用して該当指数の高い世帯の判定を行います。

一般的には、核家族で共働きまたはひとり親家庭で勤務時間の長い方が最も優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職活動中の方は優先度が低くなります。加えて経済的な状況、保育支援状況、家族の病気や障害など、総合的・客観的に保育の必要性の状況を考慮のうえ審査します。

※1 祖父母が同一住所・敷地内に住んでいる場合は世帯分離をしていても同居とみなします。

保育の実施調査基

第一基準

類型	保護者の状況			父指数	母指数	祖父指数	祖母指数	
1	家庭外労働	外勤 自営	就労日数/月	20日以上	10	10	5	5
				19日～16日	8	8	4	4
				15日～11日	6	6	3	3
				10日以下	4	4	2	2
	家庭内労働	内職	就労時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	10	10	5	5
				7時間	9	9	5	5
				6～5時間	8	8	4	4
				4～3時間	6	6	3	3
2	家庭内労働	内職	就労日数/月	20日以上	9	9	4	4
				19日～16日	7	7	3	3
				15日～11日	5	5	2	2
				10日以下	3	3	1	1
	家庭内労働	内職	就労時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	8	8	4	4
				7時間	7	7	4	4
				6～5時間	6	6	3	3
				4～3時間	4	4	2	2
3	家庭内労働	自営	就労日数/月	20日以上	10	10	5	5
				19日～16日	8	8	4	4
				15日～11日	6	6	3	3
				10日以下	4	4	2	2
	家庭内労働	自営	就労時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	9	9	4	4
				7時間	8	8	4	4
				6～5時間	7	7	3	3
				4～3時間	5	5	2	2
4	求職活動	求職活動(起業準備)中である		10	10	5	5	
				10	10	5	5	
5	就学	就学	就学日数/月	20日以上	10	10	5	5
				19日～16日	8	8	4	4
				15日～11日	6	6	3	3
				10日以下	4	4	2	2
	就学	就学	就学時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	10	10	5	5
				7時間	9	9	5	5
				6～5時間	8	8	4	4
				4～3時間	6	6	3	3
就学	就学	就学	就学時間/日 (※四捨五入)	2時間以下	4	4	2	2
					4	4	2	2

6	疾病等 (1カ月以上)	入院中		20	20	10	10	
		居宅内	療養	常時病臥	20	20	10	10
				精神・伝染病	18	18	9	9
				一般療養(安静・通院加療を要する状態)	16	16	7	7
			心身障害 要介護等	1・2級 A 要支援1・2 要介護1～5	20	20	10	10
				3級 B	18	18	9	9
4級以下	16	16	8	8				
7	病人の看護・介護	入院看護等	20日以上	20	20	10	10	
			19日～16日	18	18	9	9	
			15日～11日	16	16	8	8	
			10日以下	10	10	7	7	
			二杉園児付添	20	20	10	10	
		居宅内	重度障害者等の全介護 (1・2級 A 要介護3～5)	20	20	10	10	
			上記以外の日常生活の介護・通院等 の付き添い	16	16	8	8	
8	出産予定(出産月の2ヶ月前後)				15			
9	父親(母親)がいない(死亡、離婚(調停中)、行方不明、拘禁等)			20	20			
10	同居している祖父(祖母)がいない又は65歳以上					10	10	

第二基準

その他の状況	指数
家庭の災害	20
世帯の特殊事情(生活保護世帯)	20
育児休業取得のため退所した児童の再入所	15
兄弟が既に入所している保育所等の利用を希望する場合(卒園予定の乳幼児を除く)	2
在宅保育児有り(障害児を除く)	-4
祖父母と同居しておらず、かつ保育協力者がいない	5
虐待やDVの恐れがあり、要保護児童対策部会等で保護が必要であると判定された児童	20
町内地域型保育施設卒業による入所	20
ひとり親家庭(祖父母同居も含む)	10
町内児童福祉施設等において保育士(資格あり)及び放課後児童支援員として週5日以上かつ1日6時間以上勤務する者の子ども	20
町外児童福祉施設等において保育士(資格あり)として週5日以上かつ1日6時間以上勤務する者の子ども	10
申込締切日現在、正当な理由なく保育料滞納(卒園児含む)がある世帯	-10
育児休業の延長を希望する場合	-20

第三基準

同一指数の場合の追加基準項目	指数
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	2
兄弟が既に入所している(卒園予定の乳幼児を除く)	1
兄弟同時入所申請	1
申請児童が障害児(障害児保育指導委員会等で集団保育が必要とされた児童)	1
保育料算定年度における市町村民税が非課税世帯	1

備考

- ・父、母、祖父、祖母それぞれの第一基準の指数を合算の上、第二基準の指数を加えたものが当該世帯の指数となります。
- ・指数が同点の場合は、第三基準を適用し、該当指数の高い世帯を優先します。ただし第三基準の指数の合計が同数の場合は、その他世帯の状況から総合的に判断します。
- ・第一基準指数の上限は、父母が各20点、祖父母が各10点となります。
- ・第一基準においてひとりの保護者が複数の類型に該当する場合は、一番高い指数の類型を適用します。
- ・同居の祖父母とは同一住所・敷地内に住んでいるものを指します。(世帯分離についても同様となります)
- ・提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合、「教育・保育給付認定」、「利用内定」、「入所承諾」、「利用者負担額(保育料)」の決定を取り消します。

【施設案内】

全施設数・・・14施設

- 幼保連携型認定こども園・・・1施設
- 認可保育所・・・7施設（公立4、私立3）
- 地域型保育施設・・・6施設
 （小規模保育施設（私立4）
 家庭的保育施設（私立2））



幼保連携型認定こども園 保育園部分（生後6ヵ月～5歳児）

施設名	所在地	電話番号	受入人数
幼保連携型認定こども園 くまさんこども園 保育園部分	巨理町逢隈牛袋字館内2-1	36-9034	78人

▷ 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。認定こども園の幼稚園部分は利用できる家庭に制限はありませんが、保育園部分の利用は保育所と同様に家庭保育ができない場合のみ利用できます。

	対象	認定区分	申請方法
幼稚園部分	満3歳～5歳児	1号認定	園へ直接申し込み
保育所部分	生後6ヵ月～5歳児	2号・3号認定	子ども未来課へ申し込み

くまさんこども園の概要はこちらをご覧ください



※子ども未来課で幼稚園部分の申し込みはできません。

※保育園部分への入所を希望されていて入所保留になった場合、幼稚園部分へ自動的に願書を移行することはありませんのでご注意ください。

認可保育所（生後6ヵ月～5歳児）

施設名		所在地	電話番号	受入人数
公立	亘理保育所	亘理町字中町東190-1	34-1512	120人
	鹿島保育所	亘理町逢隈鹿島字吹田34-2	34-2900	110人
	吉田保育所	亘理町長瀬字南原193-967	35-7099	70人
	荒浜保育所	亘理町荒浜字隈湯54-4	36-7784	60人
私立	逢隈保育園	亘理町逢隈田沢字鈴木堀6-1	34-1725	90人
	亘理カトリック保育園	亘理町字新町18-7	32-0856	60人
	クロワール保育園わたり	亘理町字東郷109	36-8166	80人

地域型保育施設

○小規模保育施設（生後6ヵ月～2歳児）

▷定員6人から19人の少人数制の保育施設です。

施設名		所在地	電話番号	受入人数
私立	保育園フレンド	亘理町逢隈牛袋字南谷地添11-2	34-1790	19人
	ゆうき保育園	亘理町逢隈上郡字上96	35-7531	19人
	くまさん保育園逢隈	亘理町逢隈牛袋字館内1-1	23-0312	19人
	ペンギンナーサリースクールわたり	亘理町字五日町39	29-4310	19人

○家庭的保育施設（生後8ヵ月～2歳児）

▷少人数（定員5名）かつ2歳児までのお子さんを対象としており、家庭的保育者（保育ママ）の自宅や専用の保育室などにおいて保育を行う施設です。

施設名		所在地	電話番号	受入人数
私立	家庭保育よちよち	亘理町字中町1-4 メゾンスズキ104	29-4193	5人
	わたり家庭保育園いちごっこ	亘理町字亀井戸58	35-7727	5人

●小規模保育施設や家庭的保育施設を卒園した後

卒園後は保育所または認定こども園保育所部分への入所の優先度が高くなりますが、保育所の空き状況によっては入所できない場合もあります。

【開所時間】

	曜日	保育標準時間		保育短時間	
		保育時間	延長保育時間	保育時間	延長保育時間
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・小規模保育施設 ・認定こども園 (保育所部分) 	月～金	7:00～18:00	18:00～19:00	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～18:00
	土	7:00～18:00	なし	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:00
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育施設 	月～金	8:00～17:30	なし	8:30～16:30	8:00～8:30 16:30～17:30
	土	土曜保育は行っておりません。			

※利用時間は上記のとおりですが、保護者の勤務時間や家庭の状況によって保育時間は異なります。

【クラス編成について】

クラス編成は各保育施設で決定します。年齢別とは限らず、異年齢混合クラスの場合もあります。

【導入保育について】

保育施設は集団生活の場です。新たに集団生活に入るお子さんにとって生活環境の変化は、身体的、精神的に大きく影響を受ける場合もあります。そのため、新しく入所されたお子さんは以下の日程で導入保育を行い、少しずつ保育時間を延ばし、その後通常保育に移行します。勤務の都合があるかと思いますが、大事な時期ですので皆様のご協力をお願いします。

入所のつどい（入園式）の翌日から3日間	午前9時から午前10時30分まで
さらに3日間	午前9時から正午まで
さらに3日間	午前9時から午後3時30分まで

- ・導入保育期間中は、月～金の平日受け入れのみとなります。
- ・期間は標準的なスケジュールとなり、実際は個々の状況を判断しながら期間を設定していきます。
- ・環境の変化にとまどいがみられる場合や体調を崩してお休みした場合等は、期間が長引くことがあります。
- ・小さなお子さんにとって、日頃から一緒にいる家族と離れ、新しい環境に身を置くという心理的な不安や緊張は大人以上です。不安感をできる限り和らげ、安心できる場所だと認識してもらえよう、保護者様と相談しながら、お子さんに合った導入保育を進めていきますのでご協力をお願いします。

※入所申込書内「保育の実施を希望する期間」は、導入保育も含めた期間をご記入ください。

【保育料について（0歳児クラスから2歳児クラス）】

保育施設に入所後は、毎月保育料を納入していただきます。この保育料は保育施設での運営の費用の一部に充てられるもので、入所児童の父母および同居（住民票上の世帯分離者含む）の祖父母等（家計の主宰者である場合）の前年分の所得に対する市町村民税額により決定されます。また、離婚調停中で別居している配偶者も算定対象となります。

※年度途中で誕生日を迎え3歳となるお子さんは2歳児クラス在籍となるため、幼児教育・保育無償化制度（詳細はP15をご覧ください）の対象外となります。

巨理町保育料料金表（月額）（単位：円）

階層区分	区 分		3号認定		多 子 軽 減	
			3歳未満児			
			保 育 標準時間	保 育 短時間		
1	生活保護世帯		0	0		
2	町民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0		
		その他	0	0		
3	町民税均等 割のみ課税 世帯	ひとり親世帯等	5,850	5,750	①	
		その他	12,700	12,500	②	
4	町民税所得 割額 課税世帯	48,600円未満				
		ひとり親世帯等	7,550	7,450	①	
		その他	16,100	15,900	②	
5		57,700円未満				
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	①	
		その他	19,500	19,200	②	
6		77,101円未満				
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	①	
7		97,000円未満		26,000	25,600	③
		135,900円未満		30,000	29,500	
8		169,000円未満		35,000	34,500	
9		301,000円未満		41,000	40,400	
10		397,000円未満		46,000	45,300	
11		397,000円以上		46,000	45,300	
12						

多子軽減制度
同一世帯に2人以上のお子さん
がいる場合の保育料は①～③の
とおりとなります。

①保護者と生計を一にしている
お子さんであれば、年齢問わず
第2子目以降のお子さんの保育料
は無料となります。

②保護者と生計を一にしている
お子さんであれば、年齢問わず
第2子目は半額、第3子目以降は
無料となります。

③保育所・幼稚園等に通ってい
るお子さん(未就学児)から数えて
第2子目は半額、第3子目以降は
無料となります。

- ① 住宅借入金等特別控除などの税額控除前の税額が適用になります。
- ② 保育料は出席日数にかかわらず在籍していれば月額を納めていただきます。導入保育期間中など1日お預かりしていない日があっても同様です。ただし、月途中の入所退所の場合は保育料を日割計算します。
- ③ 在障世帯（障害者手帳、療育手帳等の給付を受けたもの、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯）のお子さんは保育料が軽減されることがあります。

【幼児教育・保育無償化制度について(3～5歳児クラス)】

幼児教育・保育の無償化が実施されているため、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの保育料は無償となります。

○無償化対象外経費

- ・給食材料費
- ・延長保育料
- ・行事費
- ・その他保育所で実費徴収している経費

○給食材料費について

食事にかかる材料費については、無償化の対象外となっており、幼児教育・保育無償化の対象となっているお子さんの給食等にかかる食材料は実費徴収されます。

※保護者の負担軽減を図るため、年収360万円未満相当世帯については、副食費が免除となります。

保育所の給食材料費は、主食費(ごはん代)と副食費(おかず・おやつ・牛乳代等)に分けられ、それぞれ徴収方法が異なります。

主食費 ⇨ ごはん持参 または 実費徴収(施設により異なります。)

副食費 ⇨ 月額4,500円を徴収(町内公立・私立共通)

※ アレルギー児童への除去食にかかる経費などを個別に徴収することはありません。

※ 長期欠席や土曜保育を恒常的に利用しない場合であっても減額はありませぬ。

※ 月途中入退所の場合は保育料と同様に日割計算を行います。

※ 費用負担(お支払い)はご利用中の施設へ納入ください。

【保育料の切り替え時期について】

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

- ・4月から8月分保育料 → 令和5年度町民税額(令和4年中所得)で算定
- ・9月から3月分保育料 → 令和6年度町民税額(令和5年中所得)で算定

※税の申告をしていない方は、必ず申告するようお願いいたします。なお、保育料の算定までに申告がなされない場合は、保育料の最高階層を適用しますのでご注意ください。

※保育料の未納が続いた場合は、勤務先への照会など、法に基づき滞納処分を行うことがありますので、保育料の納付が困難になった場合、お早めに子ども未来課子育て支援班へご相談ください。



【延長保育料について】

延長保育は、保護者が就労等で、支給認定（保育標準時間・保育短時間）を受けた保育時間を超えてお子さんを預けなければならない場合に利用できます。

保育時間認定	延長利用時間	延長保育料
保育短時間	7:00～8:30 16:30～18:00	1,000円
保育標準時間・保育短時間	18:00～19:00	2,000円

- 保育短時間の方が16：30～19：00まで延長保育を利用された場合、延長保育料は3,000円となります。
- 申し込み先は入所施設となります。
- 申し込みは利用する月の前月までにお申し込みください。
- 延長保育料は申請に基づき月単位の請求となります。（1日も利用しなかった場合でも料金が発生します）
- 申請途中で延長保育の取り消しがあっても延長保育料はかかります。
（さかのぼっての取り消しはできませんので前の月までに取り消しを申し出てください。）
- 地域型保育施設（小規模保育・家庭的保育）の延長保育料は各施設で設定されます。詳しくは各施設へお問い合わせください。

【入所（園）に際し提出いただく書類】

○保育所の運営に関する重要事項説明についての同意書

子ども・子育て支援制度では、保育所（園）の運営方針（保育方針）や保育時間等、お子さんが利用するにあたって重要な事項を説明し、保護者の同意を得たうえで保育を行うこととされています。入所の際は「入所案内（本誌）」のほか、各施設の入所説明会で配布する「入所（園）のしおり」の内容に同意し、施設長あてに「保育所の運営に関する重要事項説明についての同意書」をご提出いただきます。

なお、同意書の提出がない場合、お子さんをお預かりすることができませんので、資料の内容を確認のうえ期限内のご提出をお願いします。

○保育料納付に関する誓約書

巨理町では、入所の際保育料に関する「誓約書」をご提出いただいております。これは納期限内の納付に努めていただくよう約束していただくものです。

- 保育料の納入は、公立・私立の保育所は巨理町に、認定こども園及び地域型保育施設は各施設へ納めていただきます。
- 納入方法は、口座振替方式（金融機関に口座振替の手続きを行い、自動引き落としで納める方式）のみとなります。（認定こども園及び地域型保育施設は、直接施設に納めることとなりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。）

※同意書・誓約書の提出方法については、施設の入所説明会でご案内します。

【よくあるご質問】

☆入所申込等について

- Q. 私は現在仕事を探していますが、保育施設に申し込みできますか。
- A. 仕事を探している方（求職中）でも申し込みは可能です。
ただし、施設に入所してから2ヵ月以内に就労できなかった場合はその月末をもって退所となります。
詳しくは、子ども未来課子育て支援班へお問い合わせください。
- Q. 現在育児休業中ですが保育施設には入所できますか。
- A. 入所後2ヵ月以内に復職する場合のみ、対象となります。
- Q. 保育施設入所の決定は先着順ですか。
- A. 先着順ではありません。保育の必要性の事由に該当する程度の高い方から優先的に入所を決定します。
ただし、令和5年11月30日までに申し込んだ方の審査・決定を優先します。令和5年12月1日以降に申し込まれた場合は、その後の審査となりますので、忘れず期間内にお申込みください。
- Q. 現在、巨理町外に住んでいますが、来年4月以降に巨理町に引越し（転入）する予定です。保育施設の申し込みは可能ですか。
- A. 令和6年度中（令和6年4月から令和7年3月）に巨理町に引越しの予定があれば申し込み可能です。
ただし、実際の入所は巨理町に転入（実際に巨理町で生活し、かつ住民票を巨理町に登録すること）してからとなります。支給認定証についても転入確定後の交付となります。
なお、転入予定時期が遅れる場合は必ず子ども未来課へご連絡ください。
- Q. 現在妊娠しており令和6年4月に出産予定です。育児休業の後、令和6年11月に復職予定なのでそれに合わせて子どもを保育施設に入れたいのですが申し込みは可能ですか。
- A. 申込時に出生前であっても、令和6年度中に6ヵ月児に達する予定であれば申し込み可能です。
申込書の入所希望日は、出産予定日の6ヵ月以降(家庭的保育施設は8ヵ月児から)になりますので、ご注意ください。また妊娠中であることを確認するため「母子健康手帳の写し」を必ずご提出ください。

☆入所調整等について

- Q. 「保育の必要性の事由に該当する程度の高い」とは具体的にどのような状況をいいますか。
- A. 一般的に父母共働きまたはひとり親家庭で勤務時間が長い状況のことを指し、その状況に該当する方の優先度が比較的高くなります。それとは対照的に、勤務時間の短い方、求職中の方は優先度が高い方と比較した際に優先度が低くなります。
また、家族の状況、保育支援状況、家庭の経済状況などを考慮して審査します。
- Q. 第1希望の保育施設に入れなかった場合は、入所保留となりますか。
- A. 申込書にご記入いただいた「第2・第3希望施設」や「上記以外の施設」で入所を調整します。それでも調整がつかない場合は、入所保留となります。
※町では1人でも多くの方が入所できるよう入所調整を行っていますが、第1希望のみの記入ですと調整ができませんので、なるべく他の施設もご記入ください。

Q. 入所保留になったときはどうなりますか。

A. 年度途中で施設に空きが出て入所できる見込みとなった場合には、子ども未来課から直接保護者へご連絡のうえ入所のご意向を確認します。

申込書は令和6年度の年度末（令和7年3月末日）まで子ども未来課でお預かりします。

なお、令和5年度現在、待機となっている方が令和6年4月以降の入所を希望する場合は、新たに申し込みが必要ですので忘れずにお申し込みください。

☆保育料等について

Q. 保育料は、誰の市町村民税額で計算するのですか。

A. 保育料は、基本的に入所児童の父母の市町村民税額で計算されます。

ただし、同居（住民票上の世帯分離者を含む）の祖父母等が入所児童を扶養に取るなど家計の主宰者であることが認められる場合は祖父母が計算の対象となる場合があります。

また、離婚前提で別居中の場合でも、父（または母）の所得は原則算定対象となります。

Q. 兄弟姉妹がいると保育料は安くなりますか。

A. 入所児童の父母の市町村民税額に応じた保育料の多子軽減制度があり、安くなる場合があります。

詳しくは入所案内14ページをご覧ください。

Q. 保育料はどのようにして納めるのでしょうか。

A. 保育料の納入は、公立・私立の保育所は巨理町に、認定こども園及び地域型保育施設は各施設へ納めていただきます。

保育所（園）の納入方法は、口座振替での納入になります。手続き方法については入所説明会にてご案内します。また、認定こども園及び地域型保育施設は、直接施設に納めることとなりますので、詳しくは施設へお問い合わせください。

☆その他

Q. 社会保障・税番号制度（マイナンバー）記入用紙は、必ず出さなくてはならないのですか。

A. 提出が必要となります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が平成28年1月に施行しました。子ども子育て支援制度においても保育施設の利用にあたってマイナンバーを確認することになっていきますので、必ずご記入ください。 詳しくは、社会保障・税番号制度（マイナンバー）記入用紙をご覧ください。

Q. 幼稚園、認可外保育施設等を利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか。

A. 各施設へ直接お問い合わせください。

事前の申し込みや登録が必要になる場合がありますので、余裕を持ってお問い合わせください。

Q. 町外の保育所などへ入園させたいのですが可能でしょうか。

A. 市町村域をまたがった利用となる広域利用も可能です。

主に勤務先の事業所内保育や認定子ども園等の利用となりますが、その場合は事前に子ども未来課へご相談ください。※町外の施設が受け入れ可能であっても施設の所在市区町村が広域利用を行っていない場合は利用できません。